

【書類チェック欄（※申請書を提出する前にチェックしてください。）】

通常申請時の共通書類、（家計急変）申立書のほか、以下の書類を提出してください。

- 全員提出**：令和5年度課税証明書（家計急変の理由に関わらず提出が必要です。）
 ※令和5年度の県民税所得割及び市町村民税の所得割が非課税である場合は、家計急変の有無にかかわらず、非課税世帯として対象となります。（通常申請対象者となりますので、提出する申請書様式は「1-1」となります。）
- 急変理由に応じた書類**：別紙「家計急変対象者であることの証明書類一覧表」を確認し、該当する家計急変理由に対応する添付書類を添えて提出してください。

【保護者等の家計急変の状況について】

(1) 次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)2名分(父母) 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合。
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合。(父母2名が存在する場合は④となります。) ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

確認書類を添付する者(①～⑥)の氏名及び生徒との続柄

ふりがな		生徒との続柄
氏名		

ふりがな		生徒との続柄
氏名		

【扶養親族等の状況について】(※道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の場合は、以下を記入してください。)

(1) オモテ面の世帯区分で、B又はCの□に印を付けた場合は、下記内容を確認の上、□にレ点をつけてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、申請日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	---

(2) オモテ面の世帯区分で、Cの□に印を付けた場合は、「1人目の高校生等」又は「15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹」について、下記の**全ての項目**を記入してください。

世帯員の状況	続柄	氏名	生年月日	学校・学年、職業等 (無職の場合も記入)	課程
				平成 年 月 日	
			平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外

(注) 申請日現在の状況を記入してください。「続柄」の欄は、対象となる高校生等を基準としてください。

【貼付台紙】

※ 用紙が不足する場合は、別途A 4判の用紙に貼付してください。

1. 健康保険証等の写し ※ 世帯区分Cに該当する方のみ提出

被保険者（国民健康保険の場合は世帯主）の氏名	
被保険者（世帯主）と高校生等の関係	<input type="checkbox"/> 親権者（又は父母） <input type="checkbox"/> 祖父又は祖母（住民票上の世帯主） <input type="checkbox"/> その他（ ）

【健康保険証等の写し貼付欄】

・申請書【扶養親族等の状況について】(2)に記載した兄弟姉妹の申請日現在の扶養を確認できる書類(健康保険証等の写し)を貼り付けてください。

※必ず文字が鮮明に確認できるものを添付してください。

・被保険者等記号・番号等は見えないようマジック等で塗りつぶしてください。

・申請者(保護者等)、この申請の対象となる高校生等のものは貼付不要です。

【貼付台紙】

※ 用紙が不足する場合は、別途A 4判の用紙に貼付してください。

給付金の振込口座の通帳の写し ※ 委任状を提出する場合（県内高等学校等のみ）は提出不要

口座名義人氏名	
口座名義人と高校生等との関係	親権者（又は父母） ・ 生徒本人 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ その他（ ）
添付書類	<input type="checkbox"/> 債権者登録申出書

【通帳の写し貼付欄】

・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ)が分かる通帳(見開き部分)の写し等を添付してください。

※必ず文字が鮮明に確認できるものを添付してください。

※振込口座がネットバンクである等の理由により口座の写しが提出できない場合は、口座の情報が分かる書類を提出してください。

・債権者登録申出書に添付した口座情報を記入の上、併せて提出してください。

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入すること。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。
「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ハ (1)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹については、申請日現在の扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている者又は他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者等は支給対象となりません。
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 不正に高校生等奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

高校生等奨学給付金（家計急変）申立書

申請者名（保護者等）

生徒名

学校名

学年

急変内容

急変理由	<input type="checkbox"/> 離職	<input type="checkbox"/> 収入の減少	<input type="checkbox"/> 離婚	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
事由発生日	令和 年 月 日				
(急変の詳細・現在の収入状況等について)					

世帯構成

生徒との関係	氏名	生年月日 (和暦)	年齢	職業	申請者に扶養されているか
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無

生徒本人を含む世帯全員を記入してください。

同居していない者については、申請者が扶養している場合は記入してください。

家計急変対象者であることの証明書類一覧表

家計急変で提出する場合、申請書【書類チェック欄】記載の共通書類(課税証明書)のほか、以下の(1)及び(2)の書類が必要です。該当する理由の添付チェック欄にシ点を記入の上、併せて提出してください。

(1) 急変後の収入状況を証明する書類^{※1}

提出が必要となる所得	添付書類	添付チェック欄
a. 給与所得	家計急変後の給与・賞与明細、会社発行の給与(賞与)見込証明書 ^{※2} 等	<input type="checkbox"/>
b. 事業所得(自営業、農業等)	売上及び経費の状況が分かる書類(税理士等が作成した残高試算表の書類等 ^{※3})	<input type="checkbox"/>
c. 不動産所得	売上及び経費の状況が分かる書類(不動産管理会社等が作成した残高試算表の書類等)	<input type="checkbox"/>

※1 原則、申請時点の直近3ヶ月の書類の提出が必要です。家計急変後、申請時点の直近3ヶ月より前に収入が減少していない期間がある場合は、その期間の給与明細等も提出してください。(併せて、収入減少の詳細を家計急変申立書に記載してください。)
また、申請書の【保護者等の家計急変の状況について】のチェック欄より家計急変に関する書類の提出が必要な者が2名おり、かつ家計急変していない方に収入がある場合は、その方の収入状況を証明する書類も提出してください。

※2 給与(賞与)見込証明書には、「総支給額(うち非課税通勤手当)」「社会保険料」を必ず記載するよう勤務先に依頼してください。

※3 税理士作成の書類又はデータで作成している書類がない場合は、別紙の収入状況申告書を記入の上提出してください。

(2) 家計急変理由別の必要書類

家計急変理由	添付書類	添付チェック欄
① 離職 ※定年退職、自己都合退職は除く。(自己都合退職については、申立書の内容も踏まえた上で個別に判断しますので、申立書に詳細を記入してください。)	下記のいずれか ・雇用保険受給資格者証の写し ・解雇通告書の写し又は離職証明書(雇用保険非加入者の場合) ※離職日が家計急変対象期間内であるか、上記書類等にて必ず確認してください。 (対象期間については、募集要項に記載しています。)	<input type="checkbox"/>
② 休職(病気、怪我、介護等)等による収入の減少 ※申立書に詳細を記載してください。(自己都合によるものは対象外です。)	休職等の内容が分かる書類(以下の書類等) ・会社が発行する休職期間を証明する書類 ・病気、怪我による休職等の場合は、診断書又は入院期間等が分かる書類 ※休職中に給与が発生している場合はその期間の給与明細等も必要です。	<input type="checkbox"/>
③ 自営業の廃業 又は経営する法人の倒産	自営業の廃業の場合: 個人事業の廃業等届出書 経営する法人の倒産: 破産宣告書の写し	<input type="checkbox"/>
④ 勤務先都合による給与の減少(給与所得者)	・会社が発行する収入減少を証明する書類等(理由について記載すること) ※ただし、保護者等が法人役員で、役員報酬の減少理由が営業不振による場合は家計急変の対象外です。(対象となる場合は、家計急変理由⑤の書類も提出してください。) ※災害により収入が減少する場合は、収入減少の詳細(減少期間の見込み等)を記載するよう勤務先に依頼してください。	<input type="checkbox"/>
⑤ 自営業者の所得減少(災害等によるもの)	・災害等が発生したことを証明する書類 ・国や地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書等 ※営業不振による所得減少については家計急変の対象外です。	<input type="checkbox"/>
⑥ 保護者等の死亡	死亡日が分かる書類(戸籍登記事項証明書等) ※死亡理由が記載されていない書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>
⑦ 保護者等の離婚	離婚日の分かる書類(戸籍登記事項証明書等) ※離婚成立前で、離婚調停中かつ相手方に就学に要する経費の負担を求めることが困難な場合(DV、児童虐待、失踪等)の場合は家計急変の対象としますので、離婚調停中であることを証明する書類及びDV等の状況下にあることを証明できる書類を提出してください(弁護士作成の書類、関係機関への相談履歴が分かる書類等)。	<input type="checkbox"/>

※必要に応じて、追加で書類の提出が必要となる場合がありますので御了承ください。

※家計急変申請用（営業等所得等、確定申告をする必要がある所得の申告用）
 ※会計ソフトや税理士作成の書類等がない方が御利用ください。

収入状況申告書

令和 年 月 日

生徒名 _____

申請者名 _____

令和 年 月 ~ 月分

※家計急変申請日の直近3ヶ月分の収入等について記載してください。

科 目		金額（円） （ 年 月）	金額（円） （ 年 月）	金額（円） （ 年 月）
収入	①	売上金額		
	②	その他の収入		
	③	収入合計 (①+②)		
売上原価	④	期首商品棚卸高		
	⑤	仕入金額		
	⑥	期末商品棚卸高		
	⑦	売上原価 (④+⑤-⑥)		
経費	a	給料		
	b	専従者給与		
	c	減価償却費		
	d	地代家賃		
	e	利子割引料		
	f	租税公課		
	g	荷造運賃		
	h	水道光熱費		
	i	旅費交通費		
	j	通信費		
	k	広告宣伝費		
	l	接待交際費		
	m	損害保険料		
	n	修繕費		
	o	消耗品費		
	p	福利厚生費		
	q	雑費		
	r	その他の経費		
⑧	経費計 (a~r)			
⑨	所得金額 (③-⑦-⑧)			

※確定申告時に計上しない項目については記載しないでください。

※申請書を提出する前に※

提出の前にもう一度確認してください。

記載漏れ等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなる場合があります。

全区分共通

- 保護者等全員の令和5年度所得課税証明書を添付していますか
- 急変理由、事由発生日が確認できる書類を添付していますか
- 保護者等全員の申請時から直近3か月の収入状況が確認できる書類（給与明細等）を添付していますか
（例）申請日7月：5、6、7月支給分の明細。

（7月支給分明細の提出が困難な場合は会社発行の支給見込や4、5、6月支給分の明細でも可）

- 申請時点で生活保護の生業扶助を受給していませんか

※受給している場合は家計急変での申請はできません。通常のA区分での申請になります。

C区分の場合

- 申請時点で有効な兄弟姉妹の健康保険証の写しを添付しましたか
- 提出した保険証の被保険者（国保の場合は世帯主）は申請者（保護者等）ですか

※被保険者が保護者等でない場合（祖父祖母、親権の無い養父等）は、原則C区分での認定はできません。

※国民健康保険証の世帯主が申請者と異なる場合は、申請者の保険証も併せて添付してください。

- 健康保険証の被保険者等記号・番号等は見えないよう塗りつぶしましたか